

高齢者施設整備業務専門員募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	高齢者施設整備業務専門員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	福祉局高齢者施策推進部施設支援課 ※ （新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一庁舎 26 階中央）
職務内容	補助金の審査・運営指導、各種証明書発行、問合せ・苦情対応、ホームページ掲載・更新等
採用予定人数	1 人
応募資格・求められる能力	・ W o r d 及び E x c e l を使用して文章作成や表計算・グラフ作成等ができること。 ・ 個人情報を取り扱うので、誠実かつ真摯に対応することができること。 ・ 特別養護老人ホーム等の老人福祉施設に関する知識や業務の経験を有していること。 ・ 事業者、区市町村等からの問合せや相談業務に対応できること。
勤務日数	月 1 6 日
勤務時間	9 時 0 0 分から 1 7 時 4 5 分まで ※ 緊急の場合には超過勤務が生じることがあります。 ※ 勤務時間帯については、上記により難い場合は一般職員の例等による。
休憩時間	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

報酬額	月額 208,100円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円/月） ※ 原則として毎月 15 日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険の加入：有 ※一定の要件を満たす場合
応募方法	「会計年度任用職員申込書（第 1 号様式）」（別添参照）を応募期限までに下記申込書提出先に郵送してください。 ※ 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、御了承ください。 ※ 志望動機欄は必ず御記載ください（欄内に書ききれない場合は、別紙でも可）。 ※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 ※ その他配慮が必要な事項（育児、介護等）がある場合は、必ずその旨を記入してください。
応募期限	令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）必着
選考方法	（１） 第一次選考 書類選考 （２） 第二次選考 面接選考 ・各選考結果は、可否に関わらず郵送にて通知します。 ・一次選考合格者には、別途、面接日調整のため電話連絡させていただきます。 ・第二次選考は 2 月上旬以降に実施を予定しております。 ・第二次選考の結果は、2 月下旬以降に通知します。 ・選考経過及び結果に関する問い合わせに一切応じられません。
問い合わせ、申込先	（１）採用に関すること【申込書提出先】 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号（東京都庁第一庁舎 26 階北側） 福祉局高齢者施策推進部計画課管理担当 電話：03-5320-4568 都庁内線 33-511 （２）業務内容に関すること 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号（東京都庁第一庁舎 26 階中央） 福祉局高齢者施策推進部施設支援課施設運営担当 電話：03-5320-4264 都庁内線 33-612

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。